

ひとり親家庭等医療費助成の所得制限限度額の引上げについて

1 目的

ひとり親家庭等の医療費自己負担分の全部又は一部を助成する「ひとり親家庭等医療費助成」事業の所得制限限度額は、児童扶養手当と同様の額を定めている。

令和6年11月より児童扶養手当の所得制限限度額が引上げられることから、本事業の所得制限限度額も同様に引上げを行う。

2 変更内容

(1) 所得制限限度額

扶養人数	父母又は養育者		扶養義務者・配偶者
	引き上げ後	現行	
0人	216万円	200万円	244万円
1人	254万円	238万円	282万円
2人	292万円	276万円	320万円
3人目以降 1人につき	38万円加算	38万円加算	38万円加算

※社会保険料控除相当額（8万円）は加算済み

※養育費を受け取っている父母は、税法上の所得額に養育費の8割を加算

(2) 適用時期 令和7年1月から

(3) 新規対象者数（想定） 50人

3 今後の予定

令和6年 12月

新規対象者申請受付開始

令和7年 1月

改正「東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例施行規則」施行